

区域計画の認定について

平成30年10月23日
内閣府特命担当大臣(地方創生)
片山さつき

区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 東京圏 区域会議

【8月27日開催、8月27日申請、新規2事業、変更1事業】

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例【変更】

株式会社幕張メッセが、道路法の特例を活用し、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。※既に認定を受けている株式会社幕張メッセの千葉市道打瀬豊砂線(メッセ大通り)の適用区域拡大

(2) 革新的な医薬品の開発迅速化【2事業】

国立研究開発法人国立がん研究センター、東京大学医学部附属病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。
【直ちに実施】

2. 福岡市・北九州市 区域会議

【8月27日開催、8月27日申請、新規2事業、変更1事業】

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例

新天町商店街商業協同組合が、道路法の特例を活用し、イベント開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

(2) 航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認【変更】

航空法の高さ制限を超える建造物等の設置について、天神明治通り地区(福岡市)において、エリア単位での高さの目安に基づく迅速な審査を可能とする。【直ちに実施】

(3) 高度な産業技術の実証実験を促進するための「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」の設置

高度な産業技術である自動車の自動運転、小型無人機及び電波利用の実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年12月中に設置】